

令和8(2026)年2月24日

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
活動委員会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL048-844-8972/FAX048-829-7444

貴会ホームページへの掲載についてお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

埼玉消費者被害をなくす会の活動委員会は、過払い金返金を謳う広告を問題視し、司法書士による内部学習会を行なうなど、問題点について議論してきました。

その結果、過払い金返金の広告や YouTube 動画に関しては数々の問題点があり、その問題点は消費者に周知されていないことがわかりました。

つきましては、問題のある広告表示について広く消費者に知らせ、トラブル防止につなげるため、下記の通りご協力いただきたくご検討いただけますようお願い申し上げます。

記

貴会ホームページにて、過払い金返金に関する解説と注意喚起の記事を掲載することをご検討ください。

ホームページ掲載をお願いする理由

1. 正しい情報が判別できない

- (1) 過払い金返金について検討する過程で「過払い金返金のしくみ」「過払い金の対象者」「広告表示の内容の問題点」「司法書士法人が広告を出すことの目的」などをインターネット上で検索しましたが、司法書士のホームページや YouTube 動画などに多くの情報が記載されているものの、どの情報が正しいのか、判別することができませんでした。
- (2) 公的な機関のホームページで情報を得ようとしたが、解説や注意喚起の情報掲載が見つけられませんでした。問題のある広告表示について広く消費者に知らせトラブル防止につなげるとともに、公的な機関に正しい情報が記載されていることが消費者にとっては何より大切なことだと考えます。

2. 過払い金返金を謳う司法書士法人の広告や YouTube 動画の問題

- (1) 「国が認めた借金救済制度があります」などといかにも行政が特別に認めている借金救済制度があるかのような勧誘や、「全額免除または大幅減額の可能性があります」「生年月日により特別扱いされる」などの記載があり、誤解を招く恐れが大きいと考えます。
- (2) 過払い金について返金できるケースはほとんどないにも関わらず、過払い金返金の可能性があるかのように思わせる表示は誤解を招く恐れが大きいと考えます。

3. 過払い金返金を謳う司法書士法人の業務内容の問題

- (1) 広告で勧誘し、抱えている借入金の債務整理受任による手数料など収入を得ることを目的としている可能性があります。
- (2) 受任にあたっては直接面談することが重要であるにも関わらず、電話やチャットのやりとりのみで返金額が確定できると謳って受任し、消費者と会わないまま高額報酬を得る司法書士によるトラブルが深刻化していることは大きな問題です。(現在、日本司法書士会連合会の「規則基準」に準じ、依頼を受ける前の面談義務付けを含む内規の改正が進んでおり、すべての司法書士会ですみやかに改正されることが望まれます。)

以上の通り、お願いとご報告をさせていただきます。

消費者団体が過払い金返金に関する広告を問題視し改善要望を行ない、ホームページ上に正確な情報や注意喚起の掲載を希望していることを、貴会内司法書士の皆様に対し広く周知いただきますと幸いです。消費者に対する啓発につながると期待しております。

以上

埼玉消費者被害をなくす会は、消費者契約に関わる調査、研究等を通じ、消費者の権利擁護を目的とし、消費者、消費者団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。また、内閣総理大臣から、消費者契約法第13条に基づき適格消費者団体の認定、消費者裁判手続特例法第65条4項に基づき特定適格消費者団体の認定を受けた団体です。

なくす会内の活動委員会は、公募により参加した一般の消費者で構成されており、消費者契約法第12条に基づく差止関係業務とは別に、一般消費者が適切な商品・サービスの選択を行えるよう広告等の表示について調査・検討を行い、任意の要望などを行っています。

《本件の問い合わせ先》

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局

TEL:048-844-8972

FAX:048-829-7444